

明石市立江井島中学校同窓会 会則

第一章 総則

第1条 この会は、「まきの木の会」と称する。

第2条 この会は、会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展を助ける。

第3条 この会は、事務局を江井島中学校に置く。

第二章 組織

第4条 本会は、次の会員で組織する。

1. 正会員は明石市立江井島中学校卒業生とする。
2. 準会員は明石市立江井島中学校に在学し、幹事会で承認したもの。
3. 特別会員は、現職員、および旧職員。

第三章 役員

第5条 この会には、次の役員を置く。

1. 顧問 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 3名以内
4. 幹事 若干名
5. 会計 若干名
6. 会計監査 若干名
7. 事務局 2名

第6条 役員を選出

1. 顧問は、現職の校長とする。
2. 会長、副会長は、正会員の中から、幹事会が選出し、総会で承認を受ける。
3. 幹事は、卒業時にクラスごとに2名選出する。
4. 会計は、会長の指名で、決定する。
5. 監査は、正会員の中から幹事会で選出する。
6. 事務局は、現職教頭を事務局長とし、教職員1名を事務局員とする。

第7条 任務

1. 顧問は、会長の相談を受ける
2. 会長は、会務のすべてをおさめる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その任務を代行する。
4. 幹事は、幹事会を組織して、会務を審議する。
5. 会計は、会計の事務を行う。
6. 監査は、本会の会計監査にあたる。
7. 事務局は、入会式を行い、会費の納入、記念式典等の準備、運営にあたる。

第8条 任期

1. 役員の仕事は、会長、副会長、会計、監査は5年間、顧問、事務局は在職期間とする。
2. 幹事の仕事は、終身とする。
3. 役員は、その任期の満了後も、後任が就任するまでは、その職務を行う。

第四章 会合

第9条 この会の定期総会は、5年ごとに開く。ただし、幹事会が必要だと認めたときには、臨時総会を開くことができる。

第10条 総会の議決は、出席者の半数とする。

第11条 会則の変更は、幹事会、総会で行う。

第12条 幹事会は、随時招集する。

第五章 会計

第13条 この会計年度は4月に始まり、翌年の3月に始まる。

第14条 この会の入会金は、600円とする。

第15条 この会の入会金は、毎年3月末までに納入するものとする。

第16条 会計報告は、定時総会で行う。

第六章 慶弔規定

第17条 慶弔費用は、会長、副会長、事務局で協議し、決定する

附則

本規約は昭和54年3月1日から施行する。

- ・平成2年8月26日 一部改正
- ・平成20年11月29日 一部改正 第14条 会費を変更
- ・令和4年3月1日 改正 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第17条
会則の見直し、事務局の設置、入会式の開催、幹事の決定、記念式典（50周年に向けて）準備
この会則は本校ホームページに同窓会のサイトをつくり、掲載する。